

本社機能等の県外からの移転や県内での拡充をされる企業の皆さんへの支援制度をご活用ください

概要

本社機能等：「調査・企画部門、情報処理部門、国際事業部門、その他管理業務部門」、「研究所」、「研修所」

- (1) 形態
- ① 移転型…東京23区内から本社機能等を県内に移転
 - ② 拡充型…県内にある企業の本社機能等の強化・拡充

(2) 手続き

特定業務施設の整備(新設、増設、購入、賃借、既存施設の用途変更、既存施設におけるオフィス環境整備)が必要

- ・工事着工前に施設整備計画を作成いただき、県知事に申請してください。
- (※) 計画の申請期間は、H27～R3年度です。

【主な認定要件】

- ・計画期間中に当該本社機能等の従業員が5人(中小企業は2人)以上増加することが必要 (* 計画期間は、H27. 10. 2～R6. 3. 31の間で設定いただけます。)

(3) 主な支援内容【オフィス減税と雇用促進税制の同一年度での併用は不可(上乘せ分除く)】

【支援1】 設備投資(オフィス) 減税

建物の新設、増設、建物の購入(新築)が対象

- 対象：事務所・研究所などの建物等
- 要件：取得価格2千万円以上(中小企業は1千万円以上)
- 支援内容：

	①移転型	②拡充型
建物等の取得価格に対し	特別償却25% 又は 税額控除7%	特別償却15% 又は 税額控除4%

【支援2】 雇用促進税制による法人税の減税

- 対象：各事業年度における当該施設の増加雇用者(法人全体の雇用者純増数が上限)
- 要件：当該施設で雇用者(非正規除く)2人以上増加
- 支援内容：当該施設の増加雇用者1人あたり、以下の税額を控除

	①移転型	②拡充型
新規雇用者(無期雇用かつフルタイム)	50万円/人	30万円/人
他の事業所からの転勤者	40万円/人	20万円/人
上乘せ分	40万円/人を 最大3年間継続	—

【支援3】 地方税の軽減

- 対象：土地、建物、構築物、機械装置
- 要件：土地を除く取得価額の合計額が38百万円以上(中小企業は19百万円以上)
- 支援内容：

		①移転型	②拡充型
県税	法人事業税	課税免除 【3年間】	—
	不動産取得税	課税免除	1/10に軽減
市町村税	固定資産税	課税免除 【3年間】	1年目：1/10に軽減 2年目：1/3 " 3年目：2/3 "

※標準税率は各自治体にご確認ください。

支援例：移転型

- 東京23区に本社のある企業が、富山県に新社屋を建設し、本社機能の一部を移転
- 新社屋の建設にあたり、建物等に4億円の設備投資
- 新社屋の従業員として、東京本社から20名が転勤、富山県で5名を新規採用
(初年度は転勤者20名、新規採用1名とし、2年目に残り4名を新規採用と仮定)

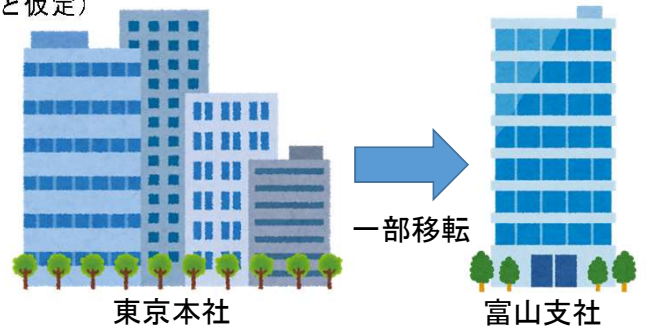
◆オフィス減税2,800万円 (4億円×7%)

※税額控除を適用した場合

◆雇用促進税制3,040万円 (①+②+③)

- ①40万円×21人×3年=2,520万円 (上乗せ分)
- ②50万円×4人=200万円
- ③40万円×4人×2年=320万円 (上乗せ分)

減税額 計5,840万円 (このほか、地方税の課税免除あり)



支援例：拡充型

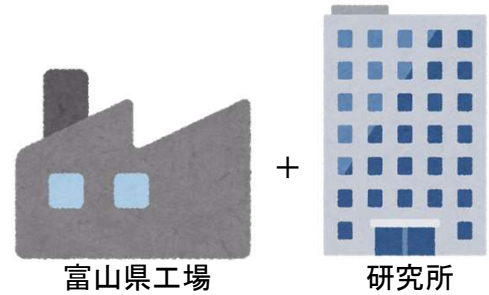
- 富山県に工場がある企業が、工場敷地内に研究所を建設
- 研究所の建設にあたり、建物等に4億円の設備投資
- 研究所の従業員として、富山県で30名を新規採用
(2年目に新規採用すると仮定)

◆オフィス減税1,600万円 (4億円×4%)

※税額控除を適用した場合

◆雇用促進税制900万円 (30万円×30名)

減税額 計2,500万円 (このほか、地方税の軽減措置あり)



【助成金】 上記の他に以下の 企業立地助成制度も活用できます。

●本社機能の県外からの移転に対する助成 (助成額=対象経費×助成率)

助成対象	交付要件		助成率	限度額
	投資額	新規雇用者数		
①土地、建物、設備	5千万円以上	5人以上 (中小企業2人以上)	10% (②、③は50%)	5億円
②事業所移転費 ③従業員の転居費(家族含む) ④移転従業員の社員寮設置費		60人以上		30億円*1

●民間研究所の新・増設への助成 (助成額=対象経費×助成率)

対象業種	助成対象	交付要件		助成率	限度額
		投資額	新規雇用研究者数*2		
自然科学研究所 (試験、開発研究等)	土地 建物 設備	1億円以上	10~29人	15%	1.5億円
			30人以上	20%	2億円
			60人以上		5億円*1

●研究者等の雇用に対する助成 (助成額=50万円×新規雇用研究者数)

助成対象	交付要件		助成額	限度額
	投資額	新規雇用研究者数		
自然科学研究所の研究者	3千万円以上	10人以上	50万円/人	1億円

*1 知事が特に必要と認めた場合

*2 成長産業3分野(高機能素材、デジタルものづくり、ライフサイエンス)に該当し、施設整備計画を作成して知事の認定を受けた場合、研究者数の雇用要件を1/2に緩和。

問合せ先：富山県立地通商課 〒930-8501富山市新総曲輪1-7 TEL 076-444-3244